

令和5年3月

お客様各位

石川県信用農業協同組合連合会

### 貯金規定等の一部改正について

当会では、以下の貯金規定等の一部改正することとしましたのでお知らせいたします。改正後の規定は、改正前からお取引いただいているお客様に対しても適用されますので、予めご了承ください。

また、改正後の規定を当会ホームページに掲載させていただきますので、ご確認いただけますようお願い申し上げます。

なお、印刷した規定の交付をご希望の場合は、当会窓口へお申し出ください。

### 記

1. 改正日 令和5年4月1日

2. 改正内容

令和5年度税制改正大綱の内容を踏まえた改正

(1) 「教育資金贈与税非課税措置に関する特約」

当該非課税措置の適用期限3年延長を踏まえた所要の見直しを行います。

また、贈与者の相続税課税価格が5億円を超える場合において、教育資金管理契約の終了までに贈与者が死亡した際の取扱いについて、一部見直しを行います。

(2) 「結婚・子育て資金贈与税非課税措置に関する特約」

当該非課税措置の適用期限2年延長を踏まえた所要の見直しを行います。

(3) その他所要の変更を行います。

(4) 貯金商品概要説明書にかかる所要の変更を行います。

3. 改正規定等一覧

#### 【貯金規定】

1	教育資金贈与税非課税措置に関する特約
2	結婚・子育て資金贈与税非課税措置に関する特約

#### 【商品概要説明書】

1	J A教育資金贈与専用口座
2	J A結婚子育て資金贈与専用口座